

\*\*\*\*\*  
第64号 2018年2月10日

# 税制懇ニュース

\*\*\*\*\*

発行所  
全国税制懇話会  
〒169 東京都新宿区百人町1-16-18  
-0073 センチュリービル2F  
東京税財政研究センター内  
☎03(3360)3871 FAX03(3360)3870

2018年 税制懇春の全国研究集会 4月8-9日(日・月)

## 絶景!! 大阪城見おろす「KKR大阪」にて開催

### 「実践・税務調査」分科会、今回も開催

全国税制懇話会(略称:税制懇)の2018年春季全国研究集会は、大阪市の「KKRホテル大阪」での開催となります。春の全国研究集会は、定時総会を兼ねた集会となります。多くの皆様のご参加、よろしくお願ひします。

今回の全国研究集会は、国税OBが多数集う税制懇ならではの特性を生かし、法人・個人(所得)・資産の三分科会で、「実践的な税務調査への対応」を大いに議論し合い、調査を乗り切る糸口を探ります。この企画は、前回の好評をうけて2回目ですが、さらに工夫を凝らし、「より実践的に」を重視します。調査が強権化・重加偏重傾向が強まる中、目玉となる企画です。  
(税制懇ホームページもあわせてご覧ください)

### メイン講師は大淵博義中央大名誉教授

全体集会のメイン講演は、「税務争訟における非上場株式の評価をめぐる論点 ～最近の判例を中心にして」と題して、大淵博義中央大名誉教授が行います。ご期待ください。

大阪城

### 前回に引き続いて

### 「実践・調査への対応」分科会

全国研究集会の目玉として、実践的な調査への対応をとことん追求する法人・個人・資産の三つの分科会を開催します。前回の「大沼集会」に続いて2回目となります。何故、再度の分科会かというのと、前回の反省を踏まえ、「より、実践的」な分科会にするためです。

調査の事前通知制など、改正通則法が実施(平成25年)された頃の税務調査は、慎重に行われていた感がありました。しかし、最近の調査は、国税局ごとにバラツキはありますが、強権的で、重加偏重の傾向が見られます。

とにかく、やたらと質問応答記録書を徴取して手っ取り早く証拠を固める、重加の賦課要件(通68条)を一方向的に拡大解釈し、恣意的に重加算税を賦



課する、といった事例が多いのです。

例えば、関与税理士に対してクライアントの帳票類の提出状況が思わしくない、提出が遅れるといった問題点をとらえ、「税理士に適切に書類を提出しなかったことは、『隠ぺい』に当たる」として、「重加」を賦課するといった具合です。そして、その証拠として、関与税理士から質問応答記録書を徴し、納税者の立場に立つべき税理士を、重加の賦課要件を証明する行政側の証人に仕立てるという手法です。

(2面下へ続く)

## 全国研究集会のご案内

2018年春季全国研究集会について、以下のとおりご案内します。

### 〔開催概要〕

**日程** 2018年4月8日(日)13時開会 ～ 9日(月)  
12時閉会  
**場所** KKRホテル大阪 大阪市中央区馬場町2-24  
電話 06-6941-1122 FAX 06-6941-5508  
**費用** 17,000円  
(宿泊費、夕食兼交流会費、講師料、資料代含む)  
**規模** 参加目標 100名

### 〔開催日程の詳細〕

**第一日目(4月8日) 12時: 受付開始**  
13:00～13:45 **2018年定時総会**  
○経過報告及び方針  
○決算及び監査報告、予算  
○その他  
13:50～15:50 **メイン講演**  
中央大名誉教授 大淵博義先生  
「税務争訟における非上場株式の評価をめぐる  
論点 ～最近の判例を中心に」  
16:00～17:00 **税務現場からの報告**  
18:00～20:00 **交流会・夕食(司会:近畿ブロック)**

**第二日目(4月9日)**  
09:00～11:20 **実践・税務調査への対応(分科会)**  
○法人課税分科会  
○個人課税分科会



### ○資産課税分科会

※各分科会の会場はそれぞれホテル内に確保してあります。

※各分会には、チューター及び報告者がいます。  
※調査の実体験など、参加者からの活発な発言が分科会の成否のカギになります。ご協力を。

### 11:30～12:00 全体会議

※各分科会の概要報告

※参加者の感想など

※連絡事項

※閉会のあいさつ (12時:全日程終了)

## KKRホテル大阪までのアクセス

### 新幹線から

▽JR新大阪駅⇒大阪駅⇒森ノ宮駅下車(徒歩10分)

▽地下鉄新大阪駅⇒谷町4丁目駅下車  
(中央線・谷町線) (2番出口、東へ徒歩10分)

### 関空から

▽JR関空駅⇒天王寺駅⇒森ノ宮駅下車

※上記は、あくまでも参考例です。各自でお調べください。

### (1面からの続き)

この事例の問題点としては、税理士の在り方、税理士制度の根幹に触れる調査手法で、かつ、平成7年4月28日最高裁判決を拡大解釈するもので、妥当な調査とはいえません。

例示したような理不尽な調査が横行している今だからこそ、こうした分科会が求められます。参加

者の皆さんが可能な限り調査事例を持ち寄りましょう。そして、税制懇ならではの調査経験豊富なOB会員のアドバイスも受けながら、問題点をみんなで議論し、解決の糸口を探る、そんな分科会にしようではありませんか。多くの皆様の参加と、ご協力をお願いします。

2017年秋季全国研究集会のご報告

## 84名の仲間が大沼に集う

〔概要〕

日程 2017年10月15-16日(日・月)

場所 北海道・大沼プリンスホテル、大沼国際  
セミナーハウス

参加 84名

〔1日目〕

講演 山本守之先生

演題「事例による租税法解釈の在り方」

現場からの報告

懇親会 司会：北海道ブロック本田秀行会員

〔2日目〕

分科会 三つの分科会(個人課税、法人課  
税、資産課税)で、調査事例等を基  
にした実践的な討議を行いました。

## 会員拡大にご協力を お願いします

現在会員数(平成30年1月1日現在)		
ブロック	正会員	1年間の増減
北海道	29	+6、-1
東北	10	-2
関信	28	
東京	74	+3、-4
東海	19	+1
近畿	44	+2、-5
北陸	09	-1
中国	09	
四国	06	
九州	06	
沖縄	07	
合計	241	+12、-13

## 滞納相談センター フル稼働!!

望まれるブロック相談体制の早期確立

昨年暮れから現在にかけて、滞納相談センターに寄せられる滞納相談は急激に増加しているとともに、その内容も深刻化しています。

この背景には、全国の地方自治体(市町村)が、国税徴収法の規定を1面的にとらえ、相談を抜きにした処分(差押え)の先行があります。そのやり方は、到底実行不可能な一方的な納付計画の押しつけ、それを呑まなければ差押えを執行する、差押え財産の選択も納税者にとって打撃の大きい財産(給料・年金、売掛金、生活資金のための預金など)を狙い撃ちにする、といった具合です。

税制懇としても、全国理事会等で「滞納相談センター」問題の議論はしてきましたが、ブロック相談センターの確立が、いよいよ喫緊の課題といえます。

第14回税制懇海外税制視察

## バルト三国 8日間の旅

エストニア、ラトビア、リトアニア

第14回、税制懇海外税制視察の旅は、今年6月2日(土)から9日(土)までの8日間、バルト三国(エストニア、ラトビア、リトアニア)を20数名が訪問します。電子政府のエストニアの国税庁と会計事務所及びリトアニアの杉原千畝ゆかりの旧日本領事館の訪問を目玉に各地を訪問します。(参加希望者は石井までTel 又はFAXを。Tel 03-5451-5321 FAX 03-5451-5323)

〔お知らせ〕

1992年から始まった税制懇の海外視察は、隔年で実施し、ヨーロッパ、アメリカなどを対象に、今回で14回の視察を行ってきました。しかしながら、諸般の事情から、これをもって当分の間、海外視察旅行は休止させていただきます。

平成30年から

## 大きく変わる「税・社会保険」

「所得増税：給与の年収850万円超に!!」— 大きく報道された平成30年度税制改正大綱でしたが、これは、2020年1月から。ことし、2018年から始まる新しい税制はすでに改正されています。大きく変わったのは、配偶者控除です。あわせて、社会保険についても改正されており、「税と社会保険」の負担がどのように変わるのかが大きな関心事です。〔町田税経センターのホームページから〕

### どう変わるのか？

#### 〔配偶者控除等の改正〕

★夫の所得900万円以下の場合（給与所得の場合は年収1,120万円以下）、配偶者（特別）控除上限38万円

・妻の（パート）収入103万円以下⇒配偶者控除は従来通り「70歳以上48万円」

・妻の（パート）収入103万円超130万円以下⇒配偶者控除等は控除上限まで（但し、妻の勤務先が501人以上の従業員のいる会社であれば、年収106万円を超えると妻は社会保険への加入が求められる）

・妻の（パート）収入130万円超150万円以下⇒配偶者控除等は控除上限まで（但し、妻は社会保険への加入が求められる）

・妻の（パート）収入201万6,000円未満⇒配偶者控除等は36万円から3万円まで段階的に控除金額減少

・妻の（パート）収入201万6,000円以上⇒配偶者控除等は適用外

★夫の所得900万円超950万円以下の場合（給与所得の場合は年収1,120万円超1,170万円以下）、控除上限26万円（配偶者控除のみ70歳以上加算有り）

・妻の収入区分は、夫の所得900万円以下と同様

・妻の（パート）収入150万円超201万6,000円未満⇒配偶者控除等は24万円から2万円に段階的に控除金額減少

★夫の所得950万円超1,000万円以下の場合（給与所得の場合は年収1,170万円超1,220万円以下）、控除上限13万円（配偶者控除のみ70歳以上加算有り）

・妻の収入区分は、夫の所得900万円以下と同様

・妻の（パート）収入150万円超201万6,000円以下⇒配偶者控除等12万円から1万円に段階的に控除金額減少



大沼研究集会で講演する山本守之先生

★夫の所得1,000万円超の場合（給与所得の場合は年収1,220万円超）

・妻の収入に関係なく配偶者控除等は適用外に

注1：配偶者控除等とは、配偶者控除及び配偶者特別控除を言います。

注2：配偶者控除等が改正されましたが、社会保険料負担を考えると、実質的に負担増になることもあります。

#### 〔介護保険の改正〕（平成30年8月より）

★年収280万円未満

・「現行」1割自己負担⇒【改正】1割負担で変わらず

★年収280万円～340万円未満

・「現行」2割自己負担⇒【改正】2割負担で変わらず

★年収340万円以上

・「現行」2割自己負担⇒【改正】3割自己負担に

※但し、負担の上限44,400円

#### 〔70歳以上の高額療養費制度改正〕（平成30年8月より）

《現行》

★住民税非課税世帯

・通院8,000円/入院と通院（世帯ごと）24,600円

★課税所得145万円未満

・通院14,000円/入院と通院（世帯ごと）57,600円

★課税所得145万円以上

・通院57,600円/入院と通院（世帯ごと）80,100円 +（支払医療費 - 267,000円）×1%

《改正後》

年収370円未満

・通院18,000円/入院と通院（世帯ごと）57,600円

[現役並所得者]

★年朱370万円～770万円未満

・通院/通院と入院（世帯ごと）80,100円 +（支払医療費 - 267,000円）×1%